**特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）**

**（新規・更新許可申請用）**

**手引・様式・記入例**

**埼　玉　県**

**令和６年１１月**

目　次

ページ

１　申請受付場所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１

２　申請方法等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２

３　申請書類の作成　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　４

４　公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの講習会　　　　　　　　　　　　　８

５　同時申請による書類の省略　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　９

５　先行許可制度の利用による書類の省略　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１０

７　注意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１２

【申請書類様式】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１４

1. 申請用紙（様式第六号）
2. 変更事項確認書（更新許可申請用）
3. 事業計画の概要
4. 運搬車両の写真（貼付台紙）
5. 運搬容器等の写真（貼付台紙）
6. 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法
7. 資産に関する調書（個人用）
8. 誓約書
9. 財務実績計画書、財務診断書

【申請書記入例】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　３７

【特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請チェックリスト】　　　　　　　　　　　　　５７

書類作成時、最終確認にご利用ください。

【主な特別管理産業廃棄物の種類】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　５９

【特定有害産業廃棄物に適用する環境省令で定める基準】　　　　　　　　　　　　　　６０

はじめに

* この申請書は、特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く）の新規又は更新の許可申請用です。
* 申請に際しては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する講習会の修了証の写しが必要になります。受講する講習会の種類や受講者の資格等に関しては、８ページで確認してください。

講習会についての問合せ先

　　公益財団法人　日本産業廃棄物処理振興センター

　　　〒１１０－０００５　東京都台東区上野三丁目２４番地６号

　　　　　　　　　　　　　上野フロンティアタワー１３階

　　　電　話 ０３－５８０７－５９１３

　　　ＦＡＸ ０３－５８０７－５９１２

　　　ＵＲＬ　https://www.jwnet.or.jp/

１　申請受付場所（郵送の場合もこちらへ）

|  |
| --- |
| 埼玉県　環境部　産業廃棄物指導課　収集運搬業担当〒３３０－９３０１　さいたま市浦和区高砂３－１５－１（第三庁舎２階）　　　　　　　　　（浦和駅から徒歩１５分）電　話 ０４８－８３０－３０２６（直通）　　ＦＡＸ ０４８－８３０－４７７４ 地図 |

２　申請方法等

　（１）申請の流れ（積替え保管を除く。）

講習会の受講

**申請前に講習会を修了していることが必要です。**

**詳細は、８ページで確認してください。**

申請書の作成

1. **申請予約**
2. **埼玉県電子申請・届出サービス****による申請及びその他の申請書類の提出**
3. **埼玉県電子申請・届出サービスでの申請手数料の納付**

　　の納付

**①～③の詳細は（２）申請方法で確認してください。**

審査

不許可の場合は、不許可決定通知を送付します。

許可証の交付

　（２）申請方法

申請に当たっては、

1. **申請予約**
2. **埼玉県電子申請・届出サービスによる申請及びその他の申請書類の提出**
3. **埼玉県電子申請・届出サービスでの申請手数料の納付**

が必要となります。

**①申請予約**

　**申請は来庁・郵送ともに予約制です。**

**必ず「埼玉県産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）許可申請予約システム」で予約してください。**

＜注意事項＞

　・更新許可申請の場合、申請書類の提出期間は、許可期限日前３か月以内です。許可

　期限日を超えますと、許可失効となりますので御注意ください。

　・同時に２件以上の申請を行う場合は、予約システムで申請する件数分の予約を行っ

　てください。また、同一日に２件以上の申請を行う場合は、必ず連続した時間帯での

　予約を行ってください。

　（例）同一日に２件以上の予約を行う場合は９：００～１０：００と１０：００～

　１１：００の予約をする必要があります。

　　　　　**・申請日時は混雑状況により希望する日時の予約ができないこともありますので、余**

 **裕を持って予約してください。**

　※詳しくは、[埼玉県産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）許可申請予約システム](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0506/syuunnsinnsei/reservation-system.html)に掲載のマニュアルで確認してください。

予約システムへの入り口

**②埼玉県電子申請・届出サービスによる申請及びその他の申請書類の提出**

　　　　　埼玉県電子申請・届出サービスで、申請書第１面の内容を登録し申請してください。

　　　　　申請が済みましたら、埼玉県電子申請・届出サービスでの申請時に出力できる申請書

　　　　第１面を印刷したもの及び第２面以降の申請書類等を予約日に持参もしくは予約日の前

後数日の間に到着するように郵送でご提出ください。

　　　　　提出部数　正副**２部**

※副本について

副本は正本の写し（コピー）でも構いません。

来庁による申請の場合は、全ページを持参してください。

郵送による申請の場合は、申請書第１面のみ同封してください。

※返信用封筒について

郵送による申請の場合は、副本返送用の封筒（宛名を記載し切手を貼付したもの）を同封してください。

　　　　　※埼玉県電子申請・届出サービスによる申請については、埼玉県（特別管理）産業廃

　　　　　棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）許可申請における「電子申請・届出サービス」

　　　　　利用の手引きで確認してください。

**③埼玉県電子申請・届出サービスでの申請手数料の納付**

　　　　　申請が受理されると、手数料納付に関するメールが届きますので、埼玉県電子申請・

　　　　届出サービスで申請手数料の納付をしてください。（メールが届くまでは手数料の納付

　　　　はできません。）

　　　　　申請手数料は以下のとおりです。

　　　　　・新規許可申請（８１，０００円）

　　　　　・更新許可申請（７４，０００円）

　（３）審査期間

審査の標準処理期間は申請書受理後４３営業日です。

ただし、次の期間は標準処理期間に含まれません。

　・申請書受理後、支払い及び書類の修正・追加に要した期間

　・土日祝日、年末年始(12/29－1/3)

※審査期間中の審査状況の問合せは御遠慮ください。

　（４）許可証の交付

　　　　担当からお電話にて御連絡いたします。許可証の受領は原則として郵送となります。

　　郵送による交付

・許可の連絡を受けましたら、送付先を記入したレターパックプラス（レターパックライトは不可）を送付してください。

　レターパックプラスは折り曲げても構いません　。

　許可証の受領状況を確認するため「ご依頼主様用シール」は剝がさないでください。

・更新許可の場合は、旧許可証と交換に新しい許可証を交付しますので、旧許可証原本を同封してください。

３　申請書類の作成

　（１）申請書のとじ方

　・申請書は左側に２穴をあけ、（２）のリストの順番に並べ、とじひもでとじてください。

※正本（提出用）、副本（申請者控え）の計２部御作成ください。副本については、正本の白黒コピーで構いません。

※正本（提出用）は、日本産業規格Ａ４判の紙サイズで、両面ではなく、片面印刷としてください。

※郵送による申請の場合、副本（申請者控え）は申請書第１面のみ送付し、それ以外はお手元で保管してく

ださい。

申請書

（副本）

申請書

（正本）

　（２）申請書類等の確認リスト

* 申請者から委任を受けた行政書士が代理申請する場合は、委任状（押印省略可）を持参してください。また、申請書に行政書士名と連絡先を記載し、職印を押印してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 申請書類等 | 提出の要否 |
| 法人 | 個人 |
| 【申請書類（様式）】 |
| １－１ | 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書（第１面）（p.15）注）埼玉県電子申請・届出サービスでの申請時に出力したものを提出してください。 | ○ | ○ |
| １－２ | 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書（第２面～第３面）（p.16～17） | ○ | ○ |
| ２ | 変更事項確認書（更新許可申請用）（p.18～19）注1）新規許可申請の場合は提出不要です。注2）変更事項が商号、住所、法人の代表者等、許可証記載事項に変更が生じる場合に　　は、別途変更届出書の提出が必要です。 | ○ | ○ |
| ３ | 事業計画の概要（p.20～25）注1）運搬車両一覧については、継続車両も含め全ての車両を記載してください。注2）運搬容器一覧については、既存のものも含め全ての容器を記載してください。 | ○ | ○ |
| ４ | 運搬車両の写真（p.26）注）撮影方法は、p.12「7（3）登録車両・容器の写真」で確認してください。 | 新規許可申請の場合：全ての車両 | ○ | ○ |
| 更新許可申請の場合：新規登録する車両のみ注）継続車両の写真は不要です。 |
| ５ | 運搬容器等の写真（p.30）注1）更新許可申請の場合は提出不要です。注2）p.12「9（2）収集運搬方法」を参考に容器を用意してください。注3）撮影方法は、p.12「7（3）登録車両・容器の写真」で確認してください。 | ○ | ○ |
| ６ | 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法（p.31）注）いずれの場合も必ず添付してください。 | 〇 | 〇 |
| ７ | 資産に関する調書（個人用）（p.32） | － | 〇 |
| ８ | 誓約書（p.33）注）いずれの場合も必ず添付してください。 | 〇 | 〇 |
| № | 申請書類等 | 提出の要否 |
| 法人 | 個人 |
| 【申請者に関する書類】 |
| ９ | 最新の定款の写し注1）定款に記載された目的項目が、履歴事項全部証明書の目的項目と同一であるか確認してください。また、決算期項目が、現在の決算期と同一であるか確認してください。同一でない場合は、定款記載事項を変更した際の株主総会議事録を添付してください。注2）定款に記載された「目的」には、産業廃棄物処理に関することを記載してください。現状記載されていない場合は、必須要件ではありませんが、今後記載することを検討してください。 | ○ | － |
| 10 | 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）注)**申請日時点で、発行翌日****から３か月以内で最新の****もの** | 申請者 | ○ | － |
| ５%以上の株主又は出資者（株主又は出資者が法人の場合） | ○ | － |
| 11 | 住民票の写し＊**本籍が記載されたもの**＊**マイナンバーが記載されていないもの**注）**申請日時点で、発行翌日から３か月以内で最新のもの** | 申請者 | － | ○ |
| 役員等（監査役・相談役を含む。） | ○ | － |
| ５%以上の株主又は出資者（株主又は出資者が個人の場合） | ○ | － |
| 令第６条の１０に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）注）使用人については、p.8「4（2）令第6条の10に規定する使用人」を参照してください。 | ○ | ○ |
| 12 | 申請者の許可証の写し | 新規許可申請の場合：　事業計画に関係する他都道府県の許可証写し　　例：運搬先が千葉県なら千葉県許可証写し　　例：排出元が東京都なら東京都許可証写し　※申請中の場合は、収受印のある申請書表紙の写し | ○ | ○ |
| 更新許可申請の場合：更新する許可に関係する埼玉県許可証写し |
| 13 | 先行許可制度を利用する場合に必要な書類 | 注）詳細はｐ.10「6先行許可制度による書類の省略」を確認してください。 | ○ | ○ |
| 【財政能力に関する書類】 |
| 14 | 貸借対照表（直近３年分）注１）設立直後の法人で１回目の決算が確定していない場合は、№14～№18までの　  書類は不要です。代わりに№20・№21の書類を提出してください。注２）法人設立後３年が経過してしない場合は、３年分は無くても構いません。 | ○ | － |
| 15 | 損益計算書（直近３年分） | ○ | － |
| 16 | 株主資本等変動計算書（直近３年分） | ○ | － |
| 17 | 個別注記表（直近３年分） | ○ | － |
| № | 申請書類等 | 提出の要否 |
| 法人 | 個人 |
| 18 | 法人税の納税証明書「その１ 納税額等証明用」（直近３年分）注1）納税証明書は税務署（国税庁）で交付しています。 注2）**申請日時点で、発行翌日から３か月以内で最新のものをご用意ください。**注3）未納額がない納税証明書をご用意ください。 | ○ | － |
| 19 | 所得税の納税証明書「その１ 納税額等証明用」（直近３年分）注1）納税証明書は税務署（国税庁）で交付しています。注2）**申請日時点で、発行翌日から３か月以内で最新のものをご用意ください。**注3）事業主としての所得がない場合は、「申告　無」の納税証明書と「源泉徴収票の写し」（直近３年分）を提出してください。注4）未納額がない納税証明書をご用意ください。 | － | ○ |
| 20 | 開始貸借対照表（法人）注1）設立直後の法人で１回目の決算が確定していない場合にのみ御用意ください。注2）法人の資産が少ない場合には、金融機関の残高証明書、所有する資産が分かる　　 資料の提出を求める場合があります。注3）融資を受けている場合には、融資証明書を求める場合があります。 | ○ | － |
| 21 | 「財務実績・計画書」（p.35書式）「財務診断書」（p.36書式）注1）該当者のみ提出が必要な書類です。該当するか否かは、p.13「（4）財政能力」のチェックフローで確認してください。注2）設立直後の法人で、１回目の決算が確定していない場合には、今後５年間の計画を記載したものを、ご用意ください。 | ○ | － |
| 【技術的能力に関する書類】 |
| 22 | 講習会修了証の写し注1）p.8「4（4）修了証」を参照してください。注2）**政令使用人が講習会を受講している場合は、申出書と組織図を添付してください。** | ○ | ○ |
| 【施設に関する書類】 |
| 23 | ＩＣタグ付き自動車検査証の場合は自動車検査証記録事項の写し若しくは従来の自動車検査証の場合は車検証の写し（使用する全車両分）注1）有効期間が申請日時点で有効なもの。注2）既に他の事業者の登録車両となっている車両は、登録できません。注3）自動車検査証記録事項の形式欄の記載が「ＫＫ－」「ＫＬ－」「ＫＣ－」等で始まる場合、埼玉県生活環境保全条例によるディーゼル車規制の対象となる可能性があります。　ディーゼル車規制の不適合車両は、「粒子状物質減少装置（ＤＰＦ）」を装着し、粒子状物質排出基準を満たすことで、埼玉県内での走行が可能となります。　新規に登録する車両で当該規制の対象となる車両については、「粒子状物質減少装置（ＤＰＦ）」装着証明書の写しを添付してください。証明書が提出できない場合には、車体に貼付された「九都県市粒子状物質減少装置装着適合車」ステッカーをナンバープレートとともに撮影した写真を御提出ください。なお、適合車か否かの確認は、自動車検査証記録事項上の記載からでは判断できませんので不明な場合は、埼玉県大気環境課（048-830-3064）にお問い合わせください。 | ○ | ○ |
| № | 申請書類等 | 提出の要否 |
| 法人 | 個人 |
| 24 | 借上げ車両を登録する場合の申出書（p.26様式）注1）**自動車検査証記録事項上の使用者が申請者ではない車両を使用する場合に必要です。**　　また、以下の書類も併せて御用意ください。①　車両の賃貸借（使用貸借）契約書の写し　※　次の項目が記載されている契約書を御用意ください。（１）申請者と貸主（自動車検査証記録事項上の使用者）との契約であること（２）１年以上の車両賃貸借期間を有すること（３）対象となる車両の登録ナンバー（４）賃貸借の期間及び料金（無料の場合は、使用貸借契約書でも構いません。）（５）産業廃棄物収集運搬業の用に供すること（６）独占継続的であること　※１：既に賃貸借契約書が作成されていて、契約書の変更が困難な場合は、当該契約書の写しに加えて、貸主（自動車検査証記録事項上の使用者）による使用承諾書（（１）～（６）の項目の記載があるもの）を提出してください。　※２：自動車検査証記録事項上の「使用者」と「所有者」が異なる場合は、所有者からの車両の使用承諾書を提出してください。②　駐車場の配置図③　駐車場関係書類及び雇用関係書類　　※駐車場の状況により必要な添付書類を御用意ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 駐車場の状況 | 添付書類 |
| 駐車場関係書類 | 雇用関係書類 |
| 申請者が所有する駐車場 | 土地の全部事項証明書 |  |
| 申請者が確保した駐車場 | 土地の賃貸借契約書の写し |
| 車両の貸主が所有する駐車場※ | 土地の全部事項証明書 | 車両の貸主と申請者との雇用契約書又は雇用関係を証する書類 |
| 車両の貸主が確保した駐車場※ | 土地の賃貸借契約書の写し |

※　法人の車両を借り上げる場合は、申請者が駐車場を確保する必要があるので選択できません。 | ○ | ○ |
| 25 | ＰＣＢを運搬する場合　ＰＣＢ廃棄物収集運搬事業計画書の手引をご参照の上、申請書類とは別に、ＰＣＢ事業計画書を作成してください。 | ○ | ○ |

※個人申請者が未成年者の場合は、法定代理人の「№11住民票の写し（本籍が記載されたもの）」（法定代理人が法人である場合には、「№10法人の登記事項証明書」、役員の「№11住民票の写し（本籍が記載されたもの）」）も併せて提出してください。

４　公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの講習会

（１）講習会受講者の資格

許可に際しては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」を修了していることが必要です。

**講習会の受講者は、次の方に限ります。**

|  |  |
| --- | --- |
| **個人の場合** | **申請者本人又は令第６条の１０に規定する使用人のうち常勤者** |
| **法人の場合** | **代表者、役員（監査役を除く。）又は令第６条の１０に規定する使用人のうち常勤者** |

（２）令第６条の１０に規定する使用人（政令使用人）

**申請者の使用人で次に掲げる事務所等の代表者**です。

1. 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）
2. 継続的に業務を行う事ができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの。

※講習会の修了者が令第６条の１０に規定する使用人の場合には、申出書をご用意くだ

さい。申出書には次のとおりご記載ください。

「◯◯◯（氏名）は、△△（社名）の令６条の１０に規定する使用人である旨申し出ます。」

　　　　　また、当人が令第６条の１０に規定する使用人であることを示した組織図をご用意く

　　　　ださい。

（３）全国の講習会の日程の問合せ先

　　　公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター　TEL 03-5807-5913

一般社団法人埼玉県環境産業振興協会　　　　　TEL 048-711-1014

（４）修了証

 　申請に必要な講習会の修了証は次のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  講習会の 種類申請の　種類 | 産業廃棄物処理業講習会（収集運搬課程） | 特別管理産業廃棄物処理業講習会（収集運搬課程） |
| 新規 | 更新 | 新規 | 更新 |
| 新規許可申請 | 　　　× | × | ○ | 　×(注1)(注3) |
| 更新許可申請 | 　　　× | 　　　× | ○ | 　　　◯（注2） |

（注1）新規許可申請を行う場合は、申請日において５年以内に受講した新規修了証をご用意ください。ただし、申請者が既に他の自治体で特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を有している場合、２年以内に受講した更新修了証でも構いません。

（注2）更新許可申請を行う場合は、申請日において５年以内に受講した新規修了証、又は２年以内に受講した更新修了証をご用意ください（※自治体により有効期間の取扱いが異なる場合がありますので、事前にご確認ください）。

　**有効期限を過ぎた修了証では、許可申請が受けられませんので御注意ください。**

（注3）産業廃棄物収集運搬業の許可を有する個人事業者が、新たに当該個人が代表者となる法人を設立する場合は、当該個人が２年以内に受講した更新修了証で新規許可申請ができます。

５　同時申請による書類の省略

　（１）省略可能な書類

　　　　更新許可申請と変更許可申請、産業廃棄物収集運搬業許可申請と特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請等、複数の申請を同時に行う場合には、一方の申請書については、もう一方の申請書で提出している次の書類の添付を省略することができます。

　　　　書類の添付を省略する場合には、**省略した方の申請書に省略書類一覧表を添付してください。**

　　**・法人申請者の場合**

1. 添付書類（第２面）3.運搬施設の概要のうち、(1)運搬車両一覧表

※産業廃棄物収集運搬業と特別管理産業廃棄物収集運搬業で登録車両及び使用する容器が異なる場合は、省略不可。

1. 添付書類（第８面）事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法
2. 添付書類（第１０面）誓約書
3. 申請者の定款の写し
4. 申請者の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
5. ５%以上の法人株主又は出資者の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
6. 役員等及び５%以上の株主又は出資者の住民票の写し
7. 貸借対照表（直近３年分）
8. 損益計算書（直近３年分）
9. 株主資本等変動計算書（直近３年分）
10. 個別注記表（直近３年分）
11. 法人税の納税証明書（直近３年分）
12. 財務実績・計画書及び財務診断書（必要な場合のみ）
13. 重複する運搬車両の写真、自動車検査証記録事項の写し及び借上げ車両を登録する場合の申出書

　　**・個人申請者の場合**

1. 添付書類（第２面）3.運搬施設の概要のうち、(1)運搬車両一覧表

※産業廃棄物収集運搬業と特別管理産業廃棄物収集運搬業で登録車両及び使用する容器が異なる場合は、省略不可。

1. 添付書類（第８面）事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法
2. 添付書類（第９面）資産に関する調書
3. 添付書類（第１０面）誓約書
4. 申請者の住民票の写し
5. 申告所得税の納税証明書（直近３年分）
6. 重複する運搬車両の写真、自動車検査証記録事項の写し及び借上げ車両を登録する場合の申出書

　（２）申請書の調製（例）

　　　　申請書は、次のように調製してください。

省略書類

一覧表

変　更

許可申請書

　定款等

更　新

許可申請書

６　先行許可制度による書類の省略

　（１）先行許可制度

　　　　先行許可制度とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に規定する書類を全て提出して受けた※１、次に掲げる許可証（先行許可証）※２を活用することにより、添付書類の一部を省略できる制度です。先行許可証として使用できる期間は先行許可証に記載されている許可の年月日から許可の有効年月日までの期間（優良認定事業者の場合は、許可の有効年月日の２年前の日まで）※３です。

　　　・産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可証（新規・変更・更新）※４

　 　・産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処分業の許可証（新規・変更・更新）

　　　・産業廃棄物処理施設の設置許可証（新規・変更）



 　　※１ 規則に規定する書類を全て提出して許可を受けている許可証は「規則第○条の○第○項の規定による許可証の提出の有無」の欄に「無」と記載されています。

　　　※２ 他の都道府県・政令市から受けた許可を含みます。

　　　※３ 新規許可申請には「申請日時点」、更新許可申請には「現在の許可の有効年月日の翌日」に有効な先行許可証が必要です。

　　　※４ 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可証については埼玉県が許可した今回許可を受けようとする「（積替え保管を除く。）」のものを除きます（（４）参照）。

　　　※５ 先行許可に係る申請書（第1面）は自治体の収受印が押されたものを提出してください。

 （２）先行許可証の提出により省略できる添付書類

①　住民票の写し（申請者が法人である場合のみ省略可）

②　５％以上の法人株主又は出資者の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 添付書類 | 省略の可否 |
| 申請者が個人 | 住民票の写し | × |
| 【未成年の場合】 法定代理人の住民票の写し | ○ |
| 申請者が法人 | 役員の住民票の写し | ○ |
| 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者の住民票の写し発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者が法人である場合の登記事項証明書（履歴事項全部証明書） | ○ |
| 共通 | 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の１０に規定する使用人（政令使用人）がいる場合】政令使用人の住民票の写し、使用人を定める旨の申立書及び使用人の位置づけがわかる組織図 | ○ |
| 〇：省略できる、×：省略できない |

注１）先行許可証を取得するに当たり最終的に提出した許可申請書第２面及び第３面に記載した役員等以外の法人の役員、５％以上の株主・出資者及び令６条の１０に規定する政令使用人がいる場合は、その者については住民票の写し（法人の場合は登記事項証明書（履歴事項全部証明書））は省略できません。

注２）申請者が個人である場合の本人の住民票の写し及び法人である場合における当該法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）は省略できません。

　 （３）制度を利用する場合の手続

・埼玉県産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）許可申請予約システムにて予約する際に、先行許可制度を「利用する」を選択してください。

・当日は申請書類とともに、次の書類を来庁時に持参もしくは郵送してください。

①先行許可に係る申請書（最終的に提出した第１面、第２面及び第３面）の写し

②先行許可証の写し

　 （４）利用に当たっての注意事項

・更新許可申請に際し、更新しようとする当該許可証を先行許可証として使用することはできません。

（例）令和５年３月３１日に許可期限を迎える埼玉県の産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）の許可証を先行許可証として使用して、令和５年４月１日から有効となる産業廃棄物収集運搬業の更新許可申請を行うことはできません。

・先行許可申請時から住所や本籍に変更があった場合は、住民票を提出していただく必

　要がございます。

７　注意事項

　（１）欠格要件

　　　 申請者、申請者の役員等、５％以上の株主等（法人の場合）及び令第６条の１０に規定する使用人が、欠格要件に該当する場合には、不許可処分となります。なお、申請時点で欠格要件に該当していたことが許可後に判明した場合には、許可が取消しとなります。

（２）収集運搬方法

　 産業廃棄物の収集運搬は、飛散・流出及び悪臭が発散するおそれのない方法で行う必要があります。そのため、一般的な車両では飛散・流出及び悪臭が発散するおそれのある産業廃棄物については、次の例を参考に、収集運搬に適した容器又は車両を使用して収集運搬を行ってください。

産業廃棄物の種類ごとの収集運搬方法（例）

|  |  |
| --- | --- |
| 産業廃棄物の種類 | 飛散・流出防止の対策例 |
| 廃油（揮発油類、灯油類、軽油類） | 容器：ドラム缶（クローズドドラム）車両：タンク車 |
| 廃酸・廃アルカリ | 容器：ケミカルドラム（クローズドドラム）、ポリタンク車両：耐腐食性のタンク車 |
| 感染性産業廃棄物 | 容器：専用プラスチック容器車両：冷蔵冷凍車、保冷車 |
| 特定有害産業廃棄物 | 飛散・流失防止の対策例 |
| 廃ＰＣＢ等ＰＣＢ汚染物 | 「ＰＣＢ廃棄物収集・運搬ガイドライン」又は「低濃度ＰＣＢ廃棄物収集・運搬ガイドライン」に則った方法 |
| 廃水銀 | 容器：密閉容器 |
| 廃石綿等 | 容器：廃石綿等専用袋車両：ダンプ、コンテナ車等に直積みしてシート掛け※塵芥車（パッカー車）等での運搬はできません。 |
| 鉱さい、ばいじん、燃え殻 | 容器：フレコンバッグ、ドラム缶（オープンドラム） |
| 廃油 | 容器：ドラム缶（クローズドラム） |
| 汚泥 | 容器：ドラム缶（オープンドラム） |
| 廃酸・廃アルカリ | 容器：ポリタンク |

（３）登録車両・容器の写真

1. 写真はＬ判の大きさのカラー写真で、鮮明なものを台紙（p.26、p.30）に貼付してください。貼付台紙に直接カラー印刷しても構いません。
2. 車両の撮影方法
	* 車両の前面（真正面）及び側面（真横）を全体が写るように撮影してください。
	* ナンバープレートが分かるように撮影してください。
	* 既に許可を有している場合には、許可番号等所定の事項が読み取れるように撮影してください。（読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真を添付してください。）
3. 容器の撮影方法
	* 容器の全体が分かるように撮影してください。
	* 容器１種類に１枚撮影してください。

　（４）財政能力

 収集運搬業の許可は、事業を的確にかつ継続して行うことのできる経理的基礎を有することが必要です。法人事業者の方は、次のチェックフローで確認し、必要な追加書類（下記のア又はイ）を提出してください。なお、個人事業者の方は提出不要です。

1. 債務超過状態の有無

いいえ

①直近の決算期において債務超過である。

直近決算期の貸借対照表において債務超過

（負債の総額が資産の総額を上回る状態）であ

るかどうかを確認してください。

はい

追加の書類は必要ありません。

「財務実績計画書」を提出してください。

②直近決算期で経常損失（赤字）が発生している。

1. 直近決算期で経常損失（赤字）の発生有無

いいえ

直近決算期の損益計算書の経常利益において

財務実績・計画書を提出してください。

黒字（＋）か赤字（－）かどうかを確認して

はい

ください。

③３年分決算を通算した経常損益において、損失（赤字）が発生している。

1. ３年分決算を通算した経常損益における

いいえ

経常損失（赤字）の発生有無

直近から数えた３年間分の経常利益を

財務実績・計画書を提出してください。

合計し、黒字（＋）か赤字（－）かどうかを

確認してください。

はい

「財務実績計画書」及び「財務診断書」を提出してください。

　「財務実績計画書」は作成者を限定しませんが、「財務診断書」は、中小企業診断士、又は公認会計士の資格を有した方が作成し、有資格者の登録書等の写しを添付してください。

申請書類様式

様式第十二号（第十条の十二関係）　　　　 (第１面)　　 新規・更新

|  |
| --- |
| 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書埼玉県電子申請・届出サービスでの申請時に出力したものを提出してください。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日埼玉県知事　　　　　　　　　　　申請者　〒　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）電話番号担当者名電話番号ＦＡＸ番号廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の４第１項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。 |
| 事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。） | （区分） 　　　　積替え保管を　含む　除く　。 |
| （廃棄物の種類）該当の品目に○をする。１ 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）２ 廃酸（ｐＨ2.0以下のものに限る。）３ 廃アルカリ（ｐＨ12.5以上のものに限る。）４ 感染性産業廃棄物　　５ 廃ＰＣＢ等　６ ＰＣＢ汚染物７ ＰＣＢ処理物　 ８ 廃水銀等　 ９ 指定下水汚泥（有害物質）10 鉱さい（有害物質）　　　11 廃石綿等12 ばいじん（有害物質）　　13 燃え殻（有害物質）14 廃油（有害物質）　　　　15 汚泥（有害物質）16 廃酸（有害物質）　　　　17 廃アルカリ（有害物質）限定　　有り　　無し  |
| 事業所及び事業場の所在地 | 事務所 〒電話番号 |
| 事業場 | 〒電話番号 |
| 〒電話番号 |
| 事業の用に供する施設の種類及び数量 | 運搬車両　　　台他の施設（容器等）　有り　　無し |
| 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ |  |
| ※事務処理欄 |  |

（日本産業規格　Ａ列４番）

（第２面）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合には、申請年月日） | 都道府県・市名 | 許可番号（申請中の場合には、申請年月日） |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 申請者（個人である場合）　 |
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 生 年 月 日 | 本　　　　　　　　籍 |
| 住　　　　　　　　所 |
|  |  |  |
|  |
|  （法人である場合）　 |
| （ふ　り　が　な）名　　　　　　称 | 住　　　　　　　　　　所 |
|  |  |
| 法定代理人（申請者が法第１４条第５項第２号ハに規定する未成年者である場合） |
|  | （個人である場合） |
| （ふりがな）氏　　　名 | 生 年 月 日 | 本　　　　　　　　籍 |
| 住　　　　　　　　所 |
|  |  |  |
|  |
|  | （法人である場合） |
|  | （ふりがな）名　　　称 | 住　　　　　　　　所 |
|  |
|  |  |  |
|  |
|  | 役員（法定代理人が法人である場合） |
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 生 年 月 日 | 本　　　　　　　　籍 |
| 役職名・呼称 | 住　　　　　　　　所 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |
| 役員（申請者が法人である場合） |
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 生 年 月 日 | 本　　　　　　　　籍 |
| 役職名・呼称 | 住　　　　　　　　所 |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |

（第３面）

|  |
| --- |
| 発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき） |
|  | 発行済株式の総数 | 　株　 | 出 資 の 額 | 　　　　　　　　　　　　　円 |
| （ふりがな）氏名又は名称 | 生年月日 | 保有する株式の数又は出資の金額 | 本　　　　　　　　籍 |
| 割　　　合 | 住　　　　　　　　所 |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
| 令第６条の１０に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合） |
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 生 年 月 日 | 本　　　　　　　　籍 |
| 役職名・呼称 | 住　　　　　　　　所 |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
| 備考１　※の欄は記入しないこと。２　「法定代理人」の欄から「令第６条の１０に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。３　「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。４　２部提出すること。 |
| ※　手数料欄 |

**変更事項確認書（更新許可申請用）**

　更新許可申請に当たり、申請内容について次のとおりであることを確認します。

　（１又は２のいずれかに○をつけること。）

　　１　変更事項はありません。全ての内容について、届出済みです。

　　２　変更事項があります。変更事項は下表のとおりです。

　役員、車両等に変更があった場合は、その旨を届出なければなりませんが、下記事項について届出漏れがありましたので、更新許可申請に当たり、本紙をもって提出します。

　なお、今後は、遅滞なく届出します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更の有無 | 変更事項 | 変更内容 |
| 変更後 | 変更前 |
| 有 ・ 無 | 法人の名称、個人事業者の氏名 | 変更届を別途提出してください。 |  |
| 有 ・ 無 | 法人の本店所在地、 　個人事業者の住所 | 変更届を別途提出してください。 |  |
| 有 ・ 無 | 法人の代表者 | 変更届を別途提出してください。 |  |
| 有 ・ 無 | 役員、令第６条の１０に規定する使用人等 | 新旧役員等対照表のとおり |
| 有 ・ 無 | 株主、出資者 | 新旧役員等対照表のとおり |
| 有 ・ 無 | 運搬車両 | 登録車両一覧表のとおり |
| 有 ・ 無 | 取り扱う産業廃棄物の品目の減少 | 変更届を別途提出してください。 |  |

　注　記入欄が足りない場合には、別途、用紙を作成し提出してください。

|  |
| --- |
| **※取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を増やす場合は、別途変更許可申請の手続きが必要です。** |

**新旧役員等対照表（更新許可申請用）**

・変更（就任・辞任）のあった者だけでなく、登録されている全ての代表取締役、役員等、政令使用人又は株主等について記載してください。※１者１行で記載してください。

・この表の新（役員等、５％以上の株主等）の欄に記載した方のうち、変更があった方については、「番号」欄に○をしてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 新（役員等、５％以上の株主等） | 旧（役員等、５％以上の株主等） |
| １ | 役職名等　氏 名 等　 | 役職名等　氏 名 等　 |
| ２ | 役職名等　氏 名 等　 | 役職名等　氏 名 等　 |
| ３ | 役職名等　氏 名 等　 | 役職名等　氏 名 等　 |
| ４ | 役職名等　氏 名 等　 | 役職名等　氏 名 等　 |
| ５ | 役職名等　氏 名 等　 | 役職名等　氏 名 等　 |
| ６ | 役職名等　氏 名 等　 | 役職名等　氏 名 等　 |
| ７ | 役職名等　氏 名 等　 | 役職名等　氏 名 等　 |
| ８ | 役職名等　氏 名 等　 | 役職名等　氏 名 等　 |
| ９ | 役職名等　氏 名 等　 | 役職名等　氏 名 等　 |
| １０ | 役職名等　氏 名 等　 | 役職名等　氏 名 等　 |
| １１ | 役職名等　氏 名 等　 | 役職名等　氏 名 等　 |
| １２ | 役職名等　氏 名 等　 | 役職名等　氏 名 等　 |
| １３ | 役職名等　氏 名 等　 | 役職名等　氏 名 等　 |
| １４ | 役職名等　氏 名 等　 | 役職名等　氏 名 等　 |
| １５ | 役職名等　氏 名 等　 | 役職名等　氏 名 等　 |

添付書類（第１面）

|  |
| --- |
| 事業計画の概要１．事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）２．取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等 |
|  | (特別管理)産業廃棄物の　種　類 | 運搬量(t/月又はｍ3/月) | 性　状 | 予定排出事業場の名称及び所在地 | 積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地 | 予定運搬先の名称及び所在地（処分場の名称及び所在地） |
| １ |  |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |  |
| 備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。 |
|

**事業計画の概要を記載した書類**

**取り扱う産業廃棄物の種類**

該当する種類に「○」印を付けるとともに、限定等の欄に限定等について記入してください。

変更許可申請の場合は、変更する廃棄物の種類のみに「○」印を付してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　類 | 該当に○ | 限　定　等 |
| 廃油 |  | 揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。 |
| 廃酸 |  | ｐＨ2.0以下のものに限る。 |
| 廃アルカリ |  | ｐＨ12.5以上のものに限る。 |
| 感染性産業廃棄物 |  |  |
| 特定有害産業廃棄物 | 廃ＰＣＢ等 |  |  |
| ＰＣＢ汚染物 |  |  |
| ＰＣＢ処理物 |  |  |
| 廃水銀等 |  |  |
| 廃石綿等 |  |  |
| 上記以外 | 下表のとおり。 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　　　　　廃棄物名有害物質 | 指定下水汚泥 | 鉱さい | ばいじん | 燃え殻 | 廃　油 | 汚　泥 | 廃　酸 | 廃アルカリ |
|
| 水銀又はその化合物 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| カドミウム又はその化合物 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 鉛又はその化合物 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 有機燐化合物 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 六価クロム化合物 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 砒素又はその化合物 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| シアン化合物 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ポリ塩化ビフェニル |  |  |  |  |  |  |  |  |
| トリクロロエチレン |  |  |  |  |  |  |  |  |
| テトラクロロエチレン |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ジクロロメタン |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 四塩化炭素 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1,2-ジクロロエタン |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1,1-ジクロロエチレン |  |  |  |  |  |  |  |  |
| シス-1,2-ジクロロエチレン |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1,1,1-トリクロロエタン |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1,1,2-トリクロロエタン |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1,3-ジクロロプロペン |  |  |  |  |  |  |  |  |
| チウラム |  |  |  |  |  |  |  |  |
| シマジン |  |  |  |  |  |  |  |  |
| チオベンカルブ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ベンゼン |  |  |  |  |  |  |  |  |
| セレン又はその化合物 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1,4-ジオキサン |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ダイオキシン類 |  |  |  |  |  |  |  |  |

添付書類（第２面）

|  |
| --- |
| ３．運搬施設の概要 (1) 運搬車両一覧 |
|  | 車体の形状 | 自動車登録番号又は車両番号 | 最大積載量（kg） | 所有者又は使用者 | 備考 |
| １ |  |  |  |  | 継続・新規・抹消 |
| ２ |  |  |  |  | 継続・新規・抹消 |
| ３ |  |  |  |  | 継続・新規・抹消 |
| ４ |  |  |  |  | 継続・新規・抹消 |
| ５ |  |  |  |  | 継続・新規・抹消 |
| ６ |  |  |  |  | 継続・新規・抹消 |
| ７ |  |  |  |  | 継続・新規・抹消 |
| ８ |  |  |  |  | 継続・新規・抹消 |
| ９ |  |  |  |  | 継続・新規・抹消 |
| 10 |  |  |  |  | 継続・新規・抹消 |
| 事務所の所在地 | ※　付近の見取図を添付すること。 |
| 駐車場の所在地 | ※　付近の見取図を添付すること。 |
|  (2) その他の運搬施設の概要 |
| 運搬容器等の名称 | 用　　途 | 容　　量 | 備　　考 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

添付書類（第３面）

|  |
| --- |
| (3) 積替施設又は保管施設の概要　該当無し※　構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。 |
|

添付書類（第４面）

|  |
| --- |
| ４．収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）従業員数の内訳　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日現在 |
|
| 申請者又は申請者の登記上の役員  | 政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人 | 相談役、顧問等申請者の登記外の役員 | 事務員 | 運転手 | 作業員 | その他 | 合　　計 |
| 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

添付書類（第５面）

|  |
| --- |
| ５．環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。） |
|

添付書類（第６面）

運搬車両の写真

|  |  |
| --- | --- |
| 自動車登録番号又は車両番号 |  |
| 前　　面　　写　　真 | 　　　注意事項　　　　・車両の前面（真正面）を撮影すること。　　　　・ナンバープレートが確認できること。 |
| 側　　面　　写　　真 | 　　　注意事項　　　　・車両の側面（真横）を全体が写るように撮影すること。　　　　・名称等の車体の表示が確認できること　　　　　　既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、　　　　「会社名（事業者名）※屋号不可」、「固有番号（許可番号の下６桁）」）　　　　 が表示されていること。 車両が大型のため写真上車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を　　　　　拡大した写真も添付すること。　産業廃棄物収集運搬車　　　埼玉◯◯株式会社　　　１２３４＊＊号１文字５ｃｍ以上１文字３ｃｍ以上 |
|  | 撮影 | 年　　月　　日 |

**借上げ車両を登録する場合の申出書**

 　　　　　　　　年　　月　　日

　埼玉県知事

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 申請者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

 （法人にあっては名称及び代表者の氏名）

　法第１４条の３の３の規定（名義貸しの禁止）に違反しないことを明らかにするため、追加書類を添付し、証明します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **【追加添付書類】****１　車両の賃貸借契約書の写し（次の項目が記載されているもの）**（１）申請者と貸主（自動車検査証記録事項上の使用者）との間の契約であること（２）１年以上の車両賃貸借期間を有すること（３）対象となる車両の登録ナンバー（４）賃貸借の期間及び料金（無料の場合は、使用貸借契約書でも構いません。）（５）産業廃棄物収集運搬業の用に供すること（６）独占継続的であること　※１：既に賃貸借契約書が作成されていて、契約書の変更が困難な場合は、**当該契約書の写しに加えて**、**貸主（自動車検査証記録事項上の使用者）による使用承諾書**（（１）～（６）の項目の記載があるもの）を提出してください。　※２：自動車検査証記録事項上の「使用者」と「所有者」が異なる場合は、**所有者からの車両の使用承諾書**を提出してください。**２　駐車場の配置図****３　駐車場関係書類及び雇用関係書類**　下表に従って、書類を添付してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 該当に○ | 駐車場の状況 | 添付書類 |
| 駐車場関係書類 | 雇用関係書類 |
|  | 申請者が所有する駐車場 | 土地の全部事項証明書 |  |
|  | 申請者が確保した駐車場 | 土地の賃貸借契約書の写し |
|  | 車両の貸主が所有する駐車場※ | 土地の全部事項証明書 | 車両の貸主と申請者との雇用契約書又は雇用関係を証する書類 |
|  | 車両の貸主が確保した駐車場※ | 土地の賃貸借契約書の写し |

※　法人の車両を借り上げる場合は、申請者が駐車場を確保する必要があるので選択できません。 |

**※１：自動車検査証記録事項の使用者からの使用承諾書の例**

車両使用承諾書

　　年　　月　　日

車両借主（乙）

　住所：

　氏名：

　乙が産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請を行うにあたり、下記車両を収集運搬車両として独占継続的に使用することを甲が承諾します。なお、下記借用期間中、甲は当該車両を使用しないことを誓約します。

記

１　借用する車両の登録番号

２　借用期間

　　　　　　　　　　　　　　車両貸主（甲）

　　　　　　　　　　　　　　　住所：

　　　　　　　　　　　　　　　氏名：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**※２：自動車検査証記録事項の所有者からの使用承諾書の例**

車両使用承諾書

　　年　　月　　日

車両借主（乙）

　住所：

　氏名：

　甲が所有する車両について、下記のとおり乙が使用することを所有者として承諾します。

記

１　車両

 (1) 車名（メーカー）：

 (2) 車体形状　　　 ：

 (3) 登録番号　　　 ：

 (4) 車体番号　　　 ：

２　使用目的

３　借用期間

　　　　　　　　　　　　　　　　車両所有者（甲）

　　　　　　　　　　　　　　　　　住所：

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名：

添付書類（第７面）

運搬容器等の写真

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 運搬容器等の名称 |  | 用途 |  |
| 　　　注意事項　　　　・容器等の全体が写るように撮影すること。 |
|  | 撮影 | 年　　月　　日 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 運搬容器等の名称 |  | 用途 |  |
| 　　　注意事項　　　　・容器等の全体が写るように撮影すること。 |
|  | 撮影 | 年　　月　　日 |

添付書類（第８面）

|  |
| --- |
| 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法 |
| 内　　　訳 | 金　　　　　額（千円） |
| 事業の開始に要する資金の総額 |  |
|  | 土地 |  |
| 事務所 |  |
| 収集運搬車両 |  |
| 積替保管施設 |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 調　　　達　　　方　　　法 | 自己資金 |  |
| 借入金 |  |
| （借入先名） |  |
|  |  |
|  |  |
| その他 |  |
| 増資 |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること |
|

添付書類（第９面）

|  |
| --- |
| 資 産 に 関 す る 調 書（個人用）年　　月　　日現在 |
| 資産の種別 | 内　　容 | 数　　量 | 価格、金額（千円） |
| 現金預金 |  |  |  |
| 有価証券 |  |  |  |
| 未収入金 |  |  |  |
| 売掛金 |  |  |  |
| 受取手形 |  |  |  |
| 土　　地 |  |  |  |
| 建 物 |  |  |  |
| 備　　品 |  |  |  |
| 車　　両 |  |  |  |
| その他 |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 資　　　産　　　計 |  |
| 負債の種別 | 内　　容 | 数　　量 | 価格、金額（千円） |
| 長期借入金 |  |  |  |
| 短期借入金 |  |  |  |
| 未払金 |  |  |  |
| 預り金 |  |  |  |
| 前受金 |  |  |  |
| 買掛金 |  |  |  |
| 支払手形 |  |  |  |
| その他 |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 負　　　債　　　計 |  |

添付書類（第１０面）

誓　約　書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第５項第２号イからヘに該当しない者であることを誓約します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　埼玉県知事

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者

住所

氏名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

　参考資料：欠格事項

|  |  |
| --- | --- |
| 根拠条文 | 欠格事項の内容 |
| 法第１４条第５項第２号 | 法第７条第５項第４号 |
| イ(申請者)ハ(法定代理人)ニ(法人役員)ニ、ホ(使用人) | イ | ○　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの　（※環境省令で定める者：精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者） |
| ロ | ○　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 |
| ハ | ○　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者 |
| ニ | ○　「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「浄化槽法」その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（「大気汚染防止法」「騒音規制法」「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」「水質汚濁防止法」「悪臭防止法」「振動規制法」「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」「ダイオキシン類対策特別措置法」「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 （第３２条の３第７項及び第３２条の１１第１項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第２０４条（傷害罪）、第２０６条（現場助勢罪）、第２０８条（暴行罪）、第２０８条の２（凶器準備集合及び結集罪）、第２２２条（脅迫罪）若しくは第２４７条（背任罪）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者 |
| ホ | ○　第７条の４第１項（第４号に係る部分を除く。）若しくは第２項若しくは第１４条の３の２第１項（第４号に係る部分を除く。）若しくは第２項（これらの規定を第１４条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第４１条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第７条の４第１項第３号又は第１４条の３の２第１項第３号（第１４条の６において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第８条の５第６項及び第１４条第５項第二号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。） |
| ヘ | ○　第７条の４若しくは第１４条の３の２（第１４条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第４１条第２項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第７条の２第３項（第１４条の２第３項及び第１４条の５第３項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第３８条第５号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から５年を経過しないもの |
| ト | ○　ヘに規定する期間内に第７条の２第３項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第３８条第５号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ヘの通知の日前６０日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から５年を経過しないもの |
| チ | ○　その業務に対し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 |
| ロ(申請者)ハ(法定代理人)ニ(法人役員)ニ、ホ(使用人) |  | ○　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。） |
| ヘ(申請者) |  | ○　暴力団員等がその事業活動を支配する者 |

**財務実績・計画書　　　　　　　　　　※　ホームページにエクセルファイルがあります。**

**ア　直前３年の実績及び今後５年間の計画書**

（単位：　　円）

計画(見込み）

実績

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 会　計　年　度 | ３年前 | ２年前 | 直近の事業年度 | １年後 | ２年後 | ３年後 | ４年後 | ５年後 |
| 貸借対照表 | 資産 | 流 動 資 産 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 固 定 資 産 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 繰 延 資 産 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 資 産 合 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 負債 | 流 動 負 債 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 固 定 負 債 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 純資産 | 資 本 金 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 法 定 準 備 金 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 剰余金又は欠損金 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 総 資 本 合 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 損益計算書 | 売 上 高 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 売 上 原 価 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 売 上 総 利 益 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 販売費及び一般管理費 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 営 業 利 益 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 営 業 外 収 益 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 営 業 外 費 用 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 経 常 利 益 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 特 別 利 益 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 特 別 損 失 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 税引前当期利益 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 法人税等充当額 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 税引後当期利益 |  |  |  |  |  |  |  |  |

**イ　今後５年間の計画について、該当するものに全てチェックし、具体的内容について記述してください。（新規設立法人の場合は、記入不要です。）**

　　□　経費削減することで、収益改善を図る。

　　□　売上を向上させることで、収益改善を図る。

　　□　上記以外の方法により、債務超過を脱する。

　　**具体的内容（記述）　※必ず記入してください。**

|  |
| --- |
|  |

**財務診断書（中小企業診断士又は公認会計士が作成してください。）**

**ア　会社概要（主要事業、規模、略歴などについて記入してください。）**

|  |
| --- |
|  |

**イ　直近３年分の財務諸表に基づく財務診断（財務指標による診断結果を記入してください。）**

|  |
| --- |
|  |

**ウ　債務超過に至った原因（具体的に記入してください。）**

|  |
| --- |
|  |

**エ　今後５年間の計画書（様式）の分析（具体的に記入してください。）**

|  |
| --- |
|  |

**オ　債務超過の改善策及びその実現可能性（法人の経営努力による改善策を記入してください。）**

|  |
| --- |
|  |

**カ　作成者（中小企業診断士又は公認会計士の資格を証する書類を添付してください。）**

|  |
| --- |
| 資格名　氏名　　 |

申請書記入例

**【留意事項】**

**申請書に記載する氏名・名称、住所、本籍等は、履歴事項全部証明書及び住民票のとおりに記載（都道府県名の記載がない場合は、都道府県名も記載）してください。**

様式第十二号（第十条の十二関係）　　　　 (第１面)　　 新規・更新

|  |
| --- |
| 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書**埼玉県電子申請・届出サービスでの申請時に出力したものを提出してください。**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和＊＊年＊＊月＊＊日埼玉県知事　　　　　　　　　　　申請者　〒３３０－９３０１　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所　埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目１５番１号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　彩の国株式会社代表取締役　彩の国　太郎　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）電話番号　０４８－８３０－３０２６担当者名　環境課　彩の国　次郎電話番号　　０４８－８３０－３０２６ＦＡＸ番号　０４８－８３０－４７７４廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の４第１項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。 |
| 事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。） | （区分） 　　　　積替え保管を　含む　除く　。 |
| （廃棄物の種類）該当の品目に○をする。１ 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）２ 廃酸（ｐＨ2.0以下のものに限る。）搬出先事業者名を記入。搬出先事業者名を記入。３ 廃アルカリ（ｐＨ12.5以上のものに限る。）４ 感染性産業廃棄物　　５ 廃ＰＣＢ等　６ ＰＣＢ汚染物７ ＰＣＢ処理物　 ８ 廃水銀等　 ９ 指定下水汚泥（有害物質）10 鉱さい（有害物質）　　　11 廃石綿等12 ばいじん（有害物質）　　13 燃え殻（有害物質）14 廃油（有害物質）　　　　15 汚泥（有害物質）16 廃酸（有害物質）　　　　17 廃アルカリ（有害物質）限定　　有り　　無し 　　　以上５種類 |
| 事業所及び事業場の所在地 |  事務所 〒３３０－９３０１　埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目１５番１号電話番号　０４８－８３０－３０２６ |
| 事業場 | 〒３３０－９３０１　埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目１５番＊号電話番号　０４８－８３０－３０２６ |
| 〒電話番号 |
| 事業の用に供する施設の種類及び数量 |  運搬車両　　２台 他の施設（容器等）　有り　　無し |
| 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ |  |
| ※事務処理欄 |  |

（日本産業規格　Ａ列４番）

（第２面）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合には、申請年月日） | 都道府県・市名 | 許可番号（申請中の場合には、申請年月日） |
| 埼玉県 | ０１１００＊＊＊＊＊＊ |
| 東京都 | 令和＊＊年＊＊月＊＊日申請 |
| 千葉県 | 令和＊＊年＊＊月＊＊日申請 |
|  | **記入欄が足りない場合は別紙を作成してください。** |
| 申請者（個人である場合）　 |
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 生 年 月 日 | 本　　　　　　　　籍 |
| 住　　　　　　　　所 |
|  |  |  |
|  |
|  （法人である場合）　 |
| （ふ　り　が　な）名　　　　　　称**履歴事項全部証明書のとおり記載してください。****（都道府県名の記載がない場合は、都道府県名も記載）** | 住　　　　　　　　　　所 |
| 　さいのくに　彩の国株式会社 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目１５番１号 |
| 法定代理人（申請者が法第１４条第５項第２号ハに規定する未成年者である場合） |
|  | （個人である場合） |
| （ふりがな）氏　　　名 | 生 年 月 日 | 本　　　　　　　　籍 |
| 住　　　　　　　　所 |
|  |  |  |
|  |
|  | （法人である場合） |
|  | （ふりがな）名　　　称 | 住　　　　　　　　所 |
|  |
|  |  |  |
|  |
|  | 役員（法定代理人が法人である場合） |
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 生 年 月 日 | 本　　　　　　　　籍 |
| 役職名・呼称 | 住　　　　　　　　所 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |
| 役員（申請者が法人である場合） |
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 生 年 月 日 | 本　　　　　　　　籍 |
| 役職名・呼称 | 住　　　　　　　　所 |
| さいのくに　たろう彩の国　太郎 | 昭和30.1.1 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目１５番 |
| 代表取締役 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目１５番１号 |
| さいのくに　じろう彩の国　次郎 | 昭和34.10.12 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目１５番 |
| 取締役 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目１５番１号 |
| さいのくに　はなこ彩の国　花子 | 昭和33.2.8 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目１５番 |
| 取締役 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目１５番１号 |
| さいのくに　あやこ彩の国　彩子 | 昭和40.7.1 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目１５番 |
| 監査役**住民票のとおり記載してください。****外国人で通称名がある場合は、併記してください。** | 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目１５番１号 |
|  |  |  |
|  |  |

（第３面）

|  |
| --- |
| 発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき） |
|  | 発行済株式の総数 | １０００　株　 | 出 資 の 額 | １００万　円　 |
| （ふりがな）氏名又は名称 | 生年月日 | 保有する株式の数又は出資の金額 | 本　　　　　　　　籍 |
| 割　　　合 | 住　　　　　　　　所 |
| さいのくに　たろう　彩の国　太郎　 | 昭和30.1.1 | ７００株 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目１５番**住民票のとおり記載してください。** |
| ７０％ | 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目１５番１号 |
| さいのくにしょうじ有限会社彩の国商事 | 代表取締役彩の国　次郎 | ２８０株 | **法人の場合、代表者氏名も記載してください。** |
| ２８％ | 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目１５番**履歴事項全部証明書のとおり記載してください。****（都道府県名の記載がない場合は、都道府県名も記載）** |
|  |  | 以上 |  |
| **記載された者のほかに５％以上の株主がいない場合は「以上」、または「以上のほか該当する者はなし」と記載してください。** |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
| 令第６条の１０に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合） |
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 生 年 月 日 | 本　　　　　　　　籍 |
| 役職名・呼称 | 住　　　　　　　　所 |
| さいのくに　さぶろう彩の国　三郎 | 昭和54.7.12 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目１５番 |
| さいたま支店長 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目１５番１号 |
|  | **該当しない場合、「該当なし」と記載してください。** |  |
|  |  |
| 備考１　※の欄は記入しないこと。２　「法定代理人」の欄から「令第６条の１０に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。３　「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。４　２部提出すること。 |
| ※　手数料欄 |

**変更事項確認書（更新許可申請用）**

　更新許可申請に当たり、申請内容について次のとおりであることを確認します。

　（１又は２のいずれかに○をつけること。）

　　１　変更事項はありません。全ての内容について、届出済みです。

　　２　変更事項があります。変更事項は下表のとおりです。

　役員、車両等に変更があった場合は、その旨を届出なければなりませんが、下記事項について届出漏れがありましたので、更新許可申請に当たり、本紙をもって提出します。

　なお、今後は、遅滞なく届出します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更の有無 | 変更事項 | 変更内容 |
| 変更後 | 変更前 |
| 有 ・ 無 | 法人の名称、個人事業者の氏名 | 変更届を別途提出してください。 |  |
| 有 ・ 無 | 法人の本店所在地、 　個人事業者の住所 | 変更届を別途提出してください。 |  |
| 有 ・ 無 | 法人の代表者 | 変更届を別途提出してください。 |  |
| 有 ・ 無 | 役員、顧問、令第６条の１０に規定する使用人等 | 新旧役員等対照表のとおり |
| 有 ・ 無 | 株主、出資者 | 新旧役員等対照表のとおり |
| 有 ・ 無 | 運搬車両 | 登録車両一覧表のとおり |
| 有 ・ 無 | 取り扱う産業廃棄物の品目の減少 | 変更届を別途提出してください。 |  |

　注　記入欄が足りない場合には、別途、用紙を作成し提出してください。

**※取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を増やす場合は、別途、変更許可申請の手続が必要です。**

**新旧役員等対照表（更新許可申請用）**

・変更（就任・辞任）のあった者だけでなく、登録されている全ての代表取締役、役員等、政令

使用人又は株主等について記載してください。※１者１行で記載してください。

・この表の新（役員等、５％以上の株主等）の欄に記載した方のうち、変更があった方については、「番号」欄に○をしてください。

**・変更（就任・辞任）のあった者だけでなく、登録されている全ての役員等、令第６条の**

**１０に規定する使用人及び株主等について記載してください。**

**※令第６条の１０に規定する使用人や株主のみの変更であっても全ての役員等について記載してください。**

**・５％以上の株式を保有する役員は必ず役職名の後ろに(株主〇〇％)と記入してください。**

**・１者１行で記載してください。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 新（役員等、５％以上の株主等） | 旧（役員等、５％以上の株主等） |
| １ | 役職名等　代表取締役（株主７０％）氏 名 等　彩の国　太郎 | 役職名等　代表取締役（株主３０％）氏 名 等　彩の国　太郎 |
| **②** | 役職名等　取締役氏 名 等　彩の国　花子 | 役職名等　取締役（株主２０％）氏 名 等　彩の国　花子 |
| ３ | 役職名等　取締役氏 名 等　彩の国　次郎 | 役職名等　監査役氏 名 等　彩の国　次郎 |
| **④** | 役職名等　（辞任）氏 名 等　 | 役職名等　取締役（株主１０％）氏 名 等　彩の国　四郎 |
| **⑤** | 役職名等　監査役氏 名 等　彩の国　彩子 | 役職名等　氏 名 等　 |
| **⑥** | 役職名等　（辞任）氏 名 等　 | 役職名等　株主（３０％）氏 名 等　彩玉　株式会社 |
| **⑦** | 役職名等　（辞任）氏 名 等　 | 役職名等　株主（１０％）氏 名 等　彩の国　芳子 |
| **⑧** | 役職名等　（辞任）氏 名 等　 | 役職名等　政令使用人（熊谷支店長）氏 名 等　彩の国　武 |
| **⑨** | 役職名等　株主（２８％）氏 名 等　有限会社　彩の国商事 | 役職名等氏 名 等 |
| **⑩** | 役職名等　政令使用人（さいたま支店長）氏 名 等　彩の国　三郎 | 役職名等氏 名 等 |
| １１ | 役職名等氏 名 等 | 役職名等氏 名 等 |
| １２ | 役職名等氏 名 等 | 役職名等氏 名 等 |
| １３ | 役職名等氏 名 等 | 役職名等氏 名 等 |
| １４ | 役職名等氏 名 等 | 役職名等氏 名 等 |
| １５ | 役職名等氏 名 等 | 役職名等氏 名 等 |

添付書類（第１面）

|  |
| --- |
| 事業計画の概要１．事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）・主に、埼玉県内の燃料小売業から出る廃油を中間処分場へ運搬する。・主に、埼玉県内の○○業から出る廃酸（有害物質含む）を中間処分場へ運搬する。・主に、埼玉県内の建設業の廃石綿除去作業から出る廃石綿等を最終処分場へ運搬する。・主に、埼玉県内の病院から出る感染性産業廃棄物を中間処分場へ運搬する。　２．取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等 |
|  | (特別管理)産業廃棄物の　種　類 | 運搬量(t/月又はｍ3/月) | 性　状 | 予定排出事業場の名称及び所在地 | 積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地 | 予定運搬先の名称及び所在地（処分場の名称及び所在地） |
| １ | 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。） | ○t/月 | 液状 | 埼玉県内の燃料小売業 | なし | 埼玉県 |
| ２ | 廃酸(pH2.0以下のものに限る) | ○t/月 | 液状 | 埼玉県内の化学工業 | なし | 同上 |
| ３ | 廃酸(有害物質) | ○t/月 | 液状 | 埼玉県内の○○業(△△施設) | なし | 同上 |
| ４ | 廃石綿等 | ○t/月 | 固形 | 埼玉県内の建設業 | なし | 三重県 |
| ５ | 感染性産業廃棄物 | ○t/月 | 固形 | 埼玉県内の病院 | なし | 東京都 |
| ６ |  |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |  |
| 備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。**・予定排出事業場の名称及び所在地欄****有害物質を除く品目については予定排出事業場の業種を記入すること（例：埼玉県内の建設業）****有害物質は排出元が限定されるため、業種とともに令第２条の４に規定される施設を記入すること****（例：埼玉県内の〇〇業（△△施設））****・予定運搬先の名称及び所在地欄****運搬先の都道府県名を記載してください。（例：埼玉県）** |
|

**事業計画の概要を記載した書類**

**取り扱う産業廃棄物の種類**

　該当する種類に「○」印を付けるとともに、限定等の欄に限定等について記入してください。

　変更許可申請の場合は、変更する廃棄物の種類のみに「○」印を付してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　類 | 該当に○ | 限　定　等 |
| 廃油 | 〇 | 揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。 |
| 廃酸 | 〇 | ｐＨ2.0以下のものに限る。 |
| 廃アルカリ |  | ｐＨ12.5以上のものに限る。 |
| 感染性産業廃棄物 | 〇 |  |
| 特定有害産業廃棄物 | 廃ＰＣＢ等 |  |  |
| ＰＣＢ汚染物 |  |  |
| ＰＣＢ処理物 |  |  |
| 廃水銀等 |  |  |
| 廃石綿等 | 〇 |  |
| 上記以外 | 下表のとおり。 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　　　　　廃棄物名有害物質 | 指定下水汚泥 | 鉱さい | ばいじん | 燃え殻 | 廃　油 | 汚　泥 | 廃　酸 | 廃アルカリ |
|
| 水銀又はその化合物 |  |  |  |  |  |  | 〇 |  |
| カドミウム又はその化合物 |  |  |  |  |  |  | 〇 |  |
| 鉛又はその化合物 |  |  |  |  |  |  | 〇 |  |
| 有機燐化合物 |  |  |  |  |  |  | 〇 |  |
| 六価クロム化合物 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 砒素又はその化合物 |  |  |  |  |  |  | 〇 |  |
| シアン化合物 |  |  |  |  |  |  | 〇 |  |
| ポリ塩化ビフェニル |  |  |  |  |  |  |  |  |
| トリクロロエチレン |  |  |  |  |  |  |  |  |
| テトラクロロエチレン |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ジクロロメタン |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 四塩化炭素 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1,2-ジクロロエタン |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1,1-ジクロロエチレン |  |  |  |  |  |  |  |  |
| シス-1,2-ジクロロエチレン |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1,1,1-トリクロロエタン |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1,1,2-トリクロロエタン |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1,3-ジクロロプロペン |  |  |  |  |  |  |  |  |
| チウラム |  |  |  |  |  |  |  |  |
| シマジン |  |  |  |  |  |  |  |  |
| チオベンカルブ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ベンゼン |  |  |  |  |  |  |  |  |
| セレン又はその化合物 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1,4-ジオキサン |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ダイオキシン類 |  |  |  |  |  |  |  |  |

添付書類（第２面）

**自動車検査証記録事項の形式欄の記載が「KK－」「KL-」「KC-」等で始まる場合、埼玉県の条例によるディーゼル車規制の対象となる可能性があります。**

**新規に登録する車両で当該規制の対象となる車両については、「粒子状物質減少装置装着証明書（DPF）」装着証明書の写しを添付してください。証明書が提出できない場合には、車体に貼付された「九都県市粒子状物質減少装置装着適合車」ステッカーをナンバープレートとともに撮影した写真を自動車検査証記録事項に添えて御提出ください。詳細はp.6を御参照ください。**

**自動車検査証記載事項を参照して転記してください。**

**所有者又は使用者欄には、「使用者」を記載してください。**

|  |
| --- |
| ３．運搬施設の概要　 (1) 運搬車両一覧 |
|  | 車体の形状 | 自動車登録番号又は車両番号 | 最大積載量（kg） | 使用者 | 備考 |
| １ | 脱着装置付コンテナ専用車 | 大宮　100あ　11－11 | 3,800 | 彩の国(株) | 継続・新規・抹消 |
| ２ | 冷蔵冷凍車 | 熊谷　100い　22－22 | 3,000 | 彩の国(株) | 継続・新規・抹消 |
| ３ | タンク車 | 所沢　800う　33－33 | 5,000 | (株)彩の国環境 | 継続・新規・抹消 |
| ４ |  |  |  |  | 継続・新規・抹消 |
| ５ |  |  |  | **備考欄には必ず、継続、新規、抹消いずれかに〇を付けてください。** | 継続・新規・抹消 |
| ６ |  |  |  |  | 継続・新規・抹消 |
| ７ |  |  |  |  | 継続・新規・抹消 |
| ８ |  |  |  |  | 継続・新規・抹消 |
| ９ |  |  |  |  | 継続・新規・抹消 |
| 10 |  |  |  |  | 継続・新規・抹消 |
| 事務所の所在地 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目１５番１号※ 付近の見取図を添付すること。 |
| 駐車場の所在地 | 埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目６番５号※ 付近の見取図を添付すること。 |
| （２）その他の運搬施設の概要 |
| 運搬容器等の名称 | 用　　途 | 容　　量 | 備　　考 |
| 蓋付オープンドラム缶 | 　廃油 | ○㍑ |  |
| ポリタンク | 　廃酸　廃酸（有害物質） | ○㍑ |  |
| 専用プラスチック容器 | 　感染性産業廃棄物 | ○㎥ | バイオハザードマーク有 |
| 廃石綿等専用袋 | 　廃石綿等 | ○㎥ |  |

**・運搬容器として記載するコンテナには、脱着装置付コンテナ専用車の専用コンテナを記載する必要はありません。専用コンテナ以外のコンテナを記載してください。**

**・添付書類第２面で記載した運搬容器の名称は、添付書類第５面、添付書類第７面の運搬容器の名称と統一させてください。**

**自動車検査証を参照して転記してください。**

**所有者又は使用者欄には、「使用者」を記載してください。**

**車検証の形式欄の記載が「KK－」「KL-」「KC-」等で始まる場合、埼玉県の条例によるディーゼル車規制の対象となる可能性があります。**

**新規に登録する車両で当該規制の対象となる車両については、「粒子状物質減少装置装着証明書（DPF）」装着証明書の写しを添付してください。証明書が提出できない場合には、車体に貼付された「九都県市粒子状物質減少装置装着適合車」ステッカーをナンバープレートとともに撮影した写真を車検証に添えて御提出ください。詳細はp.7をご参照ください。**

**自動車検査証を参照して転記してください。**

**所有者又は使用者欄には、「使用者」を記載してください。**

**車検証の形式欄の記載が「KK－」「KL-」「KC-」等で始まる場合、埼玉県の条例によるディーゼル車規制の対象となる可能性があります。**

**新規に登録する車両で当該規制の対象となる車両については、「粒子状物質減少装置装着証明書（DPF）」装着証明書の写しを添付してください。証明書が提出できない場合には、車体に貼付された「九都県市粒子状物質減少装置装着適合車」ステッカーをナンバープレートとともに撮影した写真を車検証に添えて御提出ください。詳細はp.7を御参照ください。**

添付書類（第３面）

|  |
| --- |
| (3) 積替施設又は保管施設の概要「該当なし」と記載してください。※　構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。 |
|

添付書類（第４面）

|  |
| --- |
| ４．収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）(1)車両毎の用途　 ①脱着装置付コンテナ専用車　　 廃油、廃酸、廃酸（有害物質）、廃石綿等②冷蔵冷凍車　　 感染性産業廃棄物(2)収集運搬業務を行う時間 ９時～17時（休憩　１時間）(3)休業日　 日曜、祝祭日、年末年始（12月28日～１月３日）　***※　泥状、液状のもの、廃石綿等や特定有害産業廃棄物などは、パッカー車及び******プレスパッカー車など、構造上、破砕して運搬する車両の使用はできません。***　***※　許可を受ける品目すべてが記入されているか確認してください。*****内数の合算と合計が****一致するように記入してください。**従業員数の内訳　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和〇〇年〇〇月○○日現在 |
|
| 申請者又は申請者の登記上の役員  | 政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人 | 相談役、顧問等申請者の登記外の役員 | 事務員 | 運転手 | 作業員 | その他 | 合　　計 |
| ３人 | １人 | ０人 | １人 | ５人 | ３人 | ０人 | 13人 |

添付書類（第５面）

|  |
| --- |
| ５．環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）(1)運搬に際し講ずる措置　・飛散防止のため荷台にはシートがけを行う。　　・廃石綿等は他の廃棄物と混ざらないように廃石綿等専用袋に入れて運搬する。・廃油は蓋付オープンドラム缶に入れて運搬する。・廃酸、廃酸（有害物質）はポリタンク又はタンク車で運搬する。・感染性産業廃棄物は専用プラスチック容器に入れて冷蔵冷凍車で運搬する。**※許可を受ける各品目について個別で運搬に際し講ずる措置を記入してください。****※添付書類第２面の運搬容器について運搬に際し講ずる措置を記入してあるか****確認してください。** |
|

添付書類（第６面）

運搬車両の写真

|  |  |
| --- | --- |
| 自動車登録番号又は車両番号 | 大宮　100あ　11－11 |
| 前　　面　　写　　真 | **注意事項****・車両の前面（真正面）を全体が写るように撮影すること。****・ナンバーが確認できること。**正面トラック　　　　大宮100あ11-11 |
| 側　　面　　写　　真 | **注意事項****・車両の側面（真横）を全体が写るように撮影すること。****・更新申請の場合は、車体の表示も撮影すること。****「産業廃棄物の収集運搬車である旨」****「許可業者の氏名又は名称」****「固有番号（許可番号の下６桁）」****注意事項****車両の写真から車体の表示が読み取れない場合、表示部分を拡大した写真を添付してください。**　　　　　　　DumpYoko産業廃棄物収集運搬車○○株式会社000000号　　　 |
|  | 撮影 | 令和○○年○○月○○日 |

**借上げ車両を登録する場合の申出書**

 　　　　令和◯◯年◯◯月◯◯日

　埼玉県知事

 申請者

　　　　　　　　　　　　　　　住　所　埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目１５番１号

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　彩の国株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 代表取締役　埼玉　太郎

 （法人にあっては名称及び代表者の氏名）

　法第１４条の３の３の規定（名義貸しの禁止）に違反しないことを明らかにするため、追加書類を添付し、証明します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **【追加添付書類】****１　車両の賃貸借契約書の写し（次の項目が記載されているもの）**（１）申請者と貸主（自動車検査証記録事項上の使用者）との間の契約であること（２）１年以上の車両賃貸借期間を有すること（３）対象となる車両の登録ナンバー（４）賃貸借の期間及び料金（無料の場合は、使用貸借契約書でも構いません。）（５）産業廃棄物収集運搬業の用に供すること（６）独占継続的であること　※１：既に賃貸借契約書が作成されていて、契約書の変更が困難な場合は、**当該契約書の写しに加えて**、**貸主（自動車検査証記録事項上の使用者）による使用承諾書**（（１）～（６）の項目の記載があるもの）を提出してください。　※２：自動車検査証記録事項上の「使用者」と「所有者」が異なる場合は、**所有者からの車両の使用承諾書**を提出してください。**当てはまるものに◯を付けてください。****２　駐車場の配置図****３　駐車場関係書類及び雇用関係書類**　下表に従って、書類を添付してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 該当に○ | 駐車場の状況 | 添付書類 |
| 駐車場関係書類 | 雇用関係書類 |
|  | 申請者が所有する駐車場 | 土地の全部事項証明書 |  |
| ◯ | 申請者が確保した駐車場 | 土地の賃貸借契約書の写し |
|  | 車両の貸主が所有する駐車場※ | 土地の全部事項証明書 | 車両の貸主と申請者との雇用契約書又は雇用関係を証する書類 |
|  | 車両の貸主が確保した駐車場※ | 土地の賃貸借契約書の写し |

※　法人の車両を借り上げる場合は、申請者が駐車場を確保する必要があるので選択できません。 |

**※１：自動車検査証記録事項の使用者からの使用承諾書の例**

車両使用承諾書

**既に車両の賃貸借契約書が作成されていて、前ページの（１）～（６）の内容が満たされておらず、契約書の変更が困難な場合は、賃貸借契約書の写しに加えて、貸主（自動車検査証記録事項上の使用者）による使用承諾書を提出してください。**

令和〇〇年〇〇月〇〇日

車両借主（乙）

　住所：埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目１５番１号

　氏名：彩の国株式会社

　　　　代表取締役　彩の国　太郎

　乙が産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請を行うにあたり、下記車両を収集運搬車両として独占継続的に使用することを甲が承諾します。なお、下記借用期間中、甲は当該車両を使用しないことを誓約します。

記

１　借用する車両の登録番号

　　大宮×××た１２３４

２　借用期間

　　令和５年〇月〇日から令和１０年×月×日まで

　　　　　　　　　　　　　　車両貸主（甲）

　　　　　　　　　　　　　　　住所：埼玉県さいたま市××区××２－３

　　　　　　　　　　　　　　　氏名：株式会社彩の国環境

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　大宮　二郎

 **※２：自動車検査証記録事項の所有者からの使用承諾書の例**

車両使用承諾書

**自動車検査証記録事項上の「使用者」と「所有者」が異なる場合には、所有者からの使用承諾書を添付してください。**

令和〇〇年〇〇月〇〇日

車両借主（乙）

　住所：埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目１５番１号

　氏名：彩の国株式会社

　　　　代表取締役　彩の国　太郎

　甲が所有する車両について、下記のとおり乙が使用することを所有者として承諾します。

記

１　車両

 (1) 車名（メーカー）： いすゞ

 (2) 車体形状　　　 ： ダンプ

 (3) 登録番号　　　 ： 大宮×××た１２３４

 (4) 車体番号　　　 ： ○○○○○○－９８７６５４３

２　使用目的

　　産業廃棄物収集運搬業

３　借用期間

　　令和５年〇月〇日から令和１０年×月×日まで

　　　　　　　　　　　　　　　　車両所有者（甲）

　　　　　　　　　　　　　　　　　住所：埼玉県◇◇市◇◇３－５

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名：○○オートサービス株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　浦和　三郎

 添付書類（第７面）

運搬容器等の写真

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 運搬容器等の名称 | 蓋付オープンドラム缶 | 用途 | 廃油 |
| 　　　　　　 |
|  | 撮影 | 令和○○年○○月○○日 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 運搬容器等の名称 | 廃石綿等専用袋＋シート | 用途 | 廃石綿等 |
| 　　　 **廃石綿等専用袋**　**CAUTION****………………****………………****………………** |
|  | 撮影 | 令和○○年○○月○○日 |

添付書類（第８面）

|  |
| --- |
| 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法 |
| 内　　　訳 | 金　　　　　額（千円） |
| 事業の開始に要する資金の総額 | 　２５，０００ |
|  | 土地 | 　購入費　５，０００ |
| 事務所１ | 　造成費　２，５００　　建設費　５，０００ |
| 事務所２ | 　造成費　１，５００　　建設費　３，０００ |
| 収集運搬車両 | 　購入費　２，０００ |
| 積替保管施設 | 造成費　２，０００　　建設費　４，０００ |
|  |  |
|  |  |
| 調　　　達　　　方　　　法 | 自己資金 | 　１０，０００ |
| 借入金 | 　１５，０００ |
| ○×銀行 | 　１０，０００（借入金の内訳です） |
| △△銀行 | 　　５，０００（借入金の内訳です） |
|  |  |
| その他 |  |
| 増資 |  |
|  | **設備投資がない場合は、「０円」又は「新たな設備投資なし」と記載してください。** |
|  |  |
|  | **申請手数料の記載は不要です。** |
|  |  |
|  |  |
| 備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること |
|

添付書類（第９面）

|  |
| --- |
| 資 産 に 関 す る 調 書（個人用）令和○○年○○月○○日現在 |
| 資産の種別 | 内　　容 | 数　　量 | 価格、金額（千円） |
| 現金預金 | ○×銀行定期預金 |  | 　３，０００ |
| 有価証券 | （株）○×の株式 | １，０００株 | 　　　１００ |
| 未収入金 |  |  |  |
| 売掛金 |  |  |  |
| 受取手形 |  |  |  |
| 土　　地 | 自宅宅地駐車場土地 | １１０㎡ | ２０，０００ |
| 建 物 | 自宅 | １棟 | １２，０００ |
| 備　　品 |  |  |  |
| 車　　両 | ダンプ | １台 | 　３，０００ |
| その他 |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 資　　　産　　　計 | ３８，１００ |
| 負債の種別 | 内　　容 | 数　　量 | 価格、金額（千円） |
| 長期借入金 | ○×銀行 |  | １９，０００ |
| 短期借入金 | △□銀行 |  | 　　　５００ |
| 未払金 |  |  |  |
| 預り金 |  |  |  |
| 前受金 |  |  |  |
| 買掛金 |  |  |  |
| 支払手形 |  |  |  |
| その他 |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 負　　　債　　　計 | １９，５００ |

添付書類（第１０面）

誓　約　書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第５項第２号イからヘに該当しない者であることを誓約します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和◯◯年◯◯月◯◯日

　埼玉県知事

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者

住所　埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目１５番１号

氏名　彩の国株式会社

代表取締役　彩の国　太郎

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

**P.34の欠格事項に該当しないことを**

**確認した上で、記名をしてください。**

**誓約書に記載する氏名・名称、住所、本籍等は、履歴事項全部証明書及び住民票のとおりに記載してください。**





**主な特別管理産業廃棄物の種類**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **種　　類** | **排出限定業種** | **内容（事業活動に伴って発生するものに限る。）** |
| 廃油 |  | 揮発油類、灯油類、軽油類の廃油 |
| 廃酸 |  | ｐＨ　２．０以下（著しい腐食性のあるもの） |
| 廃アルカリ |  | ｐＨ１２．５以上（著しい腐食性のあるもの） |
| 感染性産業廃棄物 | 医療関係機関（病院、診療所、衛生検査所、老人保健施設等） | 血液等、血液等が付着した鋭利なもの、病原微生物に関連した試験・検査等に用いられたもの、その他血液等が付着したもの、汚染物が付着した廃プラスチック類など。 |
| 特定有害産業廃棄物 | 廃ＰＣＢ等 |  | 廃ＰＣＢ及びＰＣＢを含む廃油 |
| ＰＣＢ汚染物 |  | ＰＣＢが塗布され又は染み込んだものＰＣＢが付着又は封入されたもの |
| 廃水銀等 | 施行規則別表第１に掲げる施設において生じたもの | 廃水銀又は廃水銀化合物（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等を除く）例：金属水銀、水銀化合物の試薬、ポロシメーター（水銀部分） |
| 鉱さい |  | 環境省令で定める基準（ｐ１０参照）を超えているもの※ |
| 廃石綿等 | 石綿建材除去事業 | 吹付け石綿除去物等 |
| 大気汚染防止法第２条第１１項に規定する特定粉じん発生施設及び当該施設が設置されている事業場 | 集じん施設によって集められたもの、石綿等付着物（防じんマスク、集じんフィルター等） |
| ばいじん燃え殻 | 大気汚染防止法施行令別表第１に掲げる施設等に掲げる廃棄物焼却炉において生じたもの | 環境省令で定める基準（ｐ１０参照）を超えているもの※ |
| 廃油 | 水質汚濁防止法施行令別表第１に掲げる施設において生じたもの | 対象となる廃溶剤（ｐ１０参照）※ |
| 汚泥廃酸廃アルカリ | 水質汚濁防止法施行令別表第１に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたもの | 環境省令で定める基準（ｐ１０参照）を超えているもの |

※　当該廃棄物を処分するために処理したものを含む。

**特定有害産業廃棄物に適用する環境省令で定める基準**

※単位は２５項を除き、（mg/ℓ）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 燃え殻・ばいじん・鉱さい | 廃油（廃溶剤に限る。） | 指定下水汚泥・汚泥・廃酸・廃アルカリ |
|  |  | 燃え殻 | ばいじん | 鉱さい | 処理物（廃酸・廃アルカリ） | 処理物(廃酸・廃アルカリ以外) |  | 処理物 | 指定下水汚泥・汚泥 | 廃酸・廃アルカリ | 処理物(廃酸・廃アルカリ) | 処理物(廃酸・廃アルカリ以外) |
| 廃溶剤 | 廃酸・廃アルカリ | 廃酸・廃アルカリ以外 |
| 1 | アルキル水銀化合物 | ― | 検出されないこと | ― | ― | ― | ― | 検出されないこと |
| 水銀又はその化合物 | ― | 0.005 | 0.05 | 0.005 | ― | ― | ― | ― | 0.005 | 0.05 | 0.05 | 0.005 |
| 2 | カドミウム又はその化合物 | 0.09 | 0.3 | 0.09 | ― | ― | ― | ― | 0.09 | 0.3 | 0.3 | 0.09 |
| 3 | 鉛又はその化合物 | 0.3 | 1 | 0.3 | ― | ― | ― | ― | 0.3 | 1 | 1 | 0.3 |
| 4 | 有機燐化合物 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 5 | 六価クロム化合物 | 1.5 | 5 | 1.5 | ― | ― | ― | ― | 1.5 | 5 | 5 | 1.5 |
| 6 | 砒素又はその化合物 | 0.3 | 1 | 0.3 | ― | ― | ― | ― | 1 | 1 | 1 | 0.3 |
| 7 | シアン化合物 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 8 | ポリ塩化ビフェニル | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | 0.003 | 0.03 | 0.03 | 0.003 |
| 9 | トリクロロエチレン | ― | ― | ― | ― | ― | ＊ | ＊ | 31 | 0.30.1 | 0.30.1 | 31 | 31 | 0.30.1 |
| 10 | テトラクロロエチレン | ― | ― | ― | ― | ― | ＊ | ＊ | 1 | 0.1 | 0.1 | 1 | 1 | 0.1 |
| 11 | ジクロロメタン | ― | ― | ― | ― | ― | ＊ | ＊ | 2 | 0.2 | 0.2 | 2 | 2 | 0.2 |
| 12 | 四塩化炭素 | ― | ― | ― | ― | ― | ＊ | ＊ | 0.2 | 0.02 | 0.02 | 0.2 | 0.2 | 0.02 |
| 13 | 1,2-ジクロロエタン | ― | ― | ― | ― | ― | ＊ | ＊ | 0.4 | 0.04 | 0.04 | 0.4 | 0.4 | 0.04 |
| 14 | 1,1-ジクロロエチレン | ― | ― | ― | ― | ― | ＊ | ＊ | 10 | 1 | 1 | 10 | 10 | 1 |
| 15 | シス-1,2-ジクロロエチレン | ― | ― | ― | ― | ― | ＊ | ＊ | 4 | 0.4 | 0.4 | 4 | 4 | 0.4 |
| 16 | 1,1,1-トリクロロエタン | ― | ― | ― | ― | ― | ＊ | ＊ | 30 | 3 | 3 | 30 | 30 | 3 |
| 17 | 1,1,2-トリクロロエタン | ― | ― | ― | ― | ― | ＊ | ＊ | 0.6 | 0.06 | 0.06 | 0.6 | 0.6 | 0.06 |
| 18 | 1,3-ジクロロプロペン | ― | ― | ― | ― | ― | ＊ | ＊ | 0.2 | 0.02 | 0.02 | 0.2 | 0.2 | 0.02 |
| 19 | チウラム | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | 0.06 | 0.6 | 0.6 | 0.06 |
| 20 | シマジン | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | 0.03 | 0.3 | 0.3 | 0.03 |
| 21 | チオベンカルブ | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | 0.2 | 2 | 2 | 0.2 |
| 22 | ベンゼン | ― | ― | ― | ― | ― | ＊ | ＊ | 1 | 0.1 | 0.1 | 1 | 1 | 0.1 |
| 23 | セレン又はその化合物 | 0.3 | 1 | 0.3 | ― | ― | ― | ― | 0.3 | 1 | 1 | 0.3 |
| 24 | 1,4-ジオキサン | ― | 0.5 | ― | 5 | 0.5 | ＊ | ＊ | 5 | 0.5 | 0.5 | 5 | 5 | 0.5 |
| 25 | ダイオキシン類 | 3ng-TEQ/g | ― | 100pg-TEQ/ℓ | 3ng-TEQ/g | ― | ― | ― | ― | 3ng-TEQ/g | 100pg-TEQ/ℓ | 100pg-TEQ/ℓ | 3ng-TEQ/g |

※１　各々の基準を超える場合は、特別管理産業廃棄物として扱う。

※２　―は適用される基準がないことを示す。

※３　燃え殻の処理物（廃酸・廃アルカリ、廃酸・廃アルカリ以外ともに）は、１項が適用されない。

※４　鉱さいの処理物（廃酸・廃アルカリ、廃酸・廃アルカリ以外ともに）は、２５項が適用されない。

※５　＊は、濃度に関係なく特別管理産業廃棄物になる。

※６　トリクロロエチレンは、平成２８年９月１４日までは上段、１５日以降は下段を適用する。